

鳥取市農林水産業振興事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和6年2月13日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第5号

鳥取市農林水産業振興事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規 則

鳥取市農林水産業振興事業分担金徴収条例施行規則(平成9年鳥取市規則第17号)
の一部を次のように改正する。

別表第1農道舗装補修等事業の項中「100分の20」を「100分の15」に、
「6%」を「0%」に改め、同表農業基盤整備促進事業の項中「100分の20」を
「100分の15」に、「100分の15」を「100分の10」に改め、同表農業水
利施設保全高度化事業の項中「100分の20」を「100分の15」に、「100分
の15」を「100分の10」に改め、同表備考を同表備考第1号とし、同号の次に
次の1号を加える。

2 この表に定めのない分担金については、その都度市長が定める額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の鳥取市農林水産業振興事業分担金徴収条例施行規則の規
定は、この規則の施行の日以後に賦課する分担金から適用する。